



令和7年度 第2回川崎地域地域医療構想調整会議 資料1-1

協議：令和7年度川崎北部地域における病床整備事前協議について

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

目次

川崎北部地域では、令和6年度に協議を行い、開設者に十分な検討期間を与えることが必要というご意見があったことから、令和7年4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回った場合を想定して前年度から準備をすることにより、2カ年かけて病床整備事前協議を行うこととした。

令和6年度は、公募実施の予告、公募病床数の見込み、公募する病床機能等の公表を行い、令和7年度は事前協議の申出受付を実施した。今回、その結果を取りまとめたことから、配分（案）について意見聴取を行う。

- 1. 事前協議の目的**
- 2. これまでの経過**
- 3. 事前協議の申出結果**
- 4. 今後のスケジュール**

1. 事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。

2. これまでの経過

令和6年9月30日 令和6年度第2回県保健医療計画推進会議で、**川崎北部**、相模原地域での事前協議の実施を決定

※公募受付の開始は令和7年度

令和7年7月22日 令和7年度第1回県保健医療計画推進会議で、**川崎北部**、相模原地域の公募病床数および公募期間を決定

8月1日～9月30日 病院開設等の事前協議書申出受付期間（**川崎北部・相模原**）

令和7年度川崎地域で病床事前協議の対象となった病床数等

二次保健医療圏	公募病床数	公募する病床機能	公募スケジュール
川崎北部	149床	回復期機能および慢性期機能	令和7年8月1日～令和7年9月30日

3. 事前協議の申出結果

- 川崎北部地域において事前協議書の公募を行ったところ、申出結果は次のとおりであった。
なお、当地域における配分（案）については、資料 1 - 2 により説明。

【川崎北部地域事前協議の申出結果】

対象医療圏	事前協議病床数	申出結果	
川崎北部	149床	2 施設	151床

4 今後のスケジュール（川崎北部地域）

時期	会議体	内容
令和7年12月22日	第2回川崎地域地域医療構想調整会議	配分案について意見聴取

意見聴取した結果を踏まえ、配分案を決定

令和8年3月	第3回神奈川県保健医療計画推進会議	配分案について意見聴取
令和8年3月	第2回神奈川県医療審議会	配分案について報告

県知事が審査結果を決定。市長は、県知事からの報告を受けて、申出者に決定通知を交付

【参考】事前協議の申出要件について

病院等の開設等に関する指導要綱から一部抜粋

第5条 開設予定者等は、法に基づく病院等の開設等の許可を申請する場合には、事前に当該病院等の開設等について知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に協議を申し出るものとする。ただし、この申出は、次の要件を満たす場合に限るものとする。

（1）法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年11月30日までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合

ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日

エ 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難いことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

（2）基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数を超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定による申し出は、開設予定者等が病院等開設等事前協議書（別紙様式。以下「事前協議書」という。）を提出することにより行うものとする。ただし、知事に協議を申し出る場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して協議書を提出するものとする。

3 事前協議書の提出部数は、2部とする。

【参考】事前協議の審査における視点について

- ①関係法令に抵触しないこと。
- ②医療計画との整合性があること。
- ③病院等の開設等の計画に確実性があること。

病院等の開設等に関する指導要綱から一部抜粋

第9条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、事前協議の申出があつたときは、次の事項について審査するものとする。

- (1)関係法令に抵触していないこと。
- (2)医療計画との整合性があること。
- (3)病院等の開設等の計画に確実性があること。

2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院等の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、開設予定者等に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。

3 第1項の規定による療養病床及び一般病床に関する審査をするときは、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議の意見を確認するものとする。

4 政令3市の長は、各市審議会等の意見を聴き、審査結果について神奈川県知事に報告するものとする。また、必要に応じ、各地域の地域医療構想調整会議に報告し、意見を求めるものとする。

5 知事は、第3項の意見及び第4項の審査結果を取りまとめ、精神病床に関して、神奈川県精神保健福祉審議会の意見を確認したうえで、神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果について神奈川県医療審議会へ報告するものとする。

6 知事は前項の規定による報告を行った神奈川県医療審議会での意見を踏まえ、事前協議の審査結果を決定する。